

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」に関する意見

2025 年 4 月 15 日

一般社団法人 新経済連盟

新経済連盟は、これまで、今般の個人情報保護法の見直しの議論について、データの利活用が日本の産業競争力強化のために重要であること、個人情報の保護と利活用のバランスを取ったうえでデータの利活用を促進するために、制度設計に当たっては、実務実態を把握し、民間事業者を含むステークホルダーとの継続的な議論が必要であることや、追加的規制を検討するにあたっては、立法事実の確認が必要であることなどを意見として述べてまいりました。今般、個人情報保護委員会から示された「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」の各論点に関し、以下の通り意見を提出します。

なお、本文書には、かなり多くの重要な論点が含まれており、中間整理以降、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえての議論がまだ深められていない部分もあるところ、特に規制強化に繋がる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、実態把握や影響分析をしっかりと行ったうえで、慎重な議論が必要であると考えています。利活用のための見直しについても、事業者が期待する利活用が実際に可能となるのか、ユースケースを持ち寄ったうえで検討することが重要であるところ、具体的にどのような条文案が想定されるのか等によってもビジネスへの影響や利活用可能な範囲等が変わってくると認識しています。弊連盟としても引き続き会員企業等からの意見やユースケースを募集しているところですが、影響内容やユースケースが現時点で網羅的に確認できているわけではないため、今後も追加で意見を出す可能性がある旨を申し添えます。

また、政府全体のデータ戦略やデータ利活用のための制度設計の在り方に関する議論も踏まえ、個人情報保護とデータ利活用促進との一体的な検討がなされることを期待しています。

第1 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 本人同意不要で個人データ等の第三者提供や公開された要配慮個人情報の取得が可能となる範囲を広げるという方向性には賛同。
- 「統計作成等であると整理できる AI 開発等」に具体的にどのようなケースが該当し得るのかによって、データ利活用に寄与する見直しとなるか否かが変わることから、AI 開発におけるデータの使われ方などに詳しい有識者の意見も聞いたうえで具体的内容を検討し、「統計作成等であると整理できる AI 開発等」に様々なユースケースが該当するようにしていただきたい。
- 事業者のニーズとしては、例えば、複数事業者が持つ個人データを、突合して分析したうえで統計情報を作成する、AI に学習させたうえで AI モデルを開発する（生成 AI のモデルを含む）、といったもので、作成された統計情報や AI モデルは、商用にも学術目的にも公益目的にも利用することが想定される。
- 具体的なユースケースとして、例えば、医療機関や介護施設等からデータ処理等を委託されている事業者が、複数の医療機関や介護施設等からデータの提供を受けて、突合をしたうえで解析・分析し、統計情報を作成して研究論文を執筆・公表するケースや、提供を受けたデータを AI に学習させて、健康寿命を延ばすための行動・運動・食事パターンなどを利用者の状況に応じて提案する生成 AI のモデルを作成して医療機関や介護施設等に商用提供するケース、各々のグループ会社で持つ利用者の利用情報を分析したうえで、特定の個人との対応関係は除いた広告配信のアルゴリズムのみを作成し、グループ会社でそのアルゴリズムを用いた広告配信を実施するケース、同種のサービスを提供する複数事業者のサービス利用者の適正利用と不正利用に関する情報を AI に学習させて、不正検知のための AI モデルを開発し、同業他社で当該 AI を用いて不正検知に活用するケースなどが考えられる。
- 「特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成」という表現について、AI に個人データを含むデータを学習させて AI のモデル開発をする場合、AI モデルから個人情報を完全に取り除くことは困難との指摘がある。仮に個人情報がわずかでも AI モデル内に残る場合には同意不要でデータの提供を受けることができないということになると、AI に学習させる前にデータの匿名化をしなければならず、その匿名化が厳格な方法に限られてしまうと、AI によるデータ学習

が十分なものにならなかったり、統計分析の正確性が落ちてしまう可能性がある。

- 第三者提供された個人データ等を AI に学習させ AI モデルを開発した後、当該 AI モデルの利用に際しても個人情報の出力を防止し個人の権利利益を侵害する恐れを少なくするための方策を取ることを前提に、AI のモデル開発のための学習データに第三者提供されたデータ等を活用できるようにしてほしい。
- 個人の権利利益を侵害する恐れを少なくするための方策として、例えばプライバシー保護技術を活用することも考えられる。
- 「統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されている」について、目的による制限がどこまで厳格なものとなるのかによっても、利活用が可能な範囲が異なってくるものと認識している。例えば、AI モデルの開発のためだけに個人データ等を利用した結果出来上がった AI モデルの利用目的にも制限がかかるとなると、ユースケースの範囲は限定されてしまう
- 統計作成等のための同意なき第三者提供の条件として、提供元と提供先双方に公表義務や書面による合意義務等が提案されているが、データの提供元に大きな負担が発生すると、統計利用等の目的であっても提供がしづらくなり、利活用が進まない可能性がある。提供先において一定の体制を整備し個人の権利利益の侵害を防止する方策を取っている場合には、提供元の義務や負担を軽減できるといった考え方ができれば、利活用も進むのではないかと考えられる。例えば、書面による合意については、提供先が提示した定型約款に提供元が合意したような場合についても含まれるようにしていただきたい。
- なお、公表義務については、提供に先立ち予め公表することで、実際は個人の権利利益の侵害の恐れが少ないにもかかわらず、否定的な反応や報道等を招くことで実質的に利活用が進まなくなってしまうのではという懸念の声も聞かれた。

(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- GDPR における「正当な利益」や「契約履行」なども参考に、同意不要の類型を増やすことについては以前から弊連盟も主張してきたところであり、同意不要の類型を増やすという方向性には賛同。
- 「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らか」という趣旨を踏まえると「契約の履行のために必要不可欠な場合」の

「不可欠」は過剰であり、「契約の履行のために必要」な場合や、「契約の履行や取引の遂行に際して利用することが社会通念上想定し得る」場合であれば十分だと考える。

- 契約履行に関係するもの以外に、例えば SNS 上の情報などインターネット上に公開されていて不特定多数の者からのアクセスが許容されている情報を取得した場合、どのような場合であれば本人の意思に反しない取扱いであるとして利活用が可能となるのかについても議論いただきたい。
- 契約履行に関係した取扱いのユースケースとしては、例えば、クレジットカード決済において、デバイス情報や注文内容、注文者の情報等をカード会社に提供するケース、契約に関してや取引のトラブルに関する問い合わせを A 社にしてきた利用者の情報を、当該利用者が訴えた問題や疑問点を解消するために当該取引や契約に関わりのある B 社（カード会社その他の決済サービス提供会社や、グループ会社等が考えられる）に提供するケース、サービス提供に際してクラウドや SaaS などでデータを処理するケースなどがあり得る。

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得 困難性要件の在り方

- 生命身体財産の保護や公益目的であっても同意取得困難性要件の存在によってデータの利活用が難しい実態があったことから、同意取得不要の類型を増やす方向性には賛同。
- 不正利用防止や防犯といった目的のための第三者提供等をしたい場合に、どのようなケースであれば「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」といえるのが重要。
- 公益目的の場合は、逆に、「本人の権利利益の保護のために本人の同意を得ることが特に求められる場合」を除いては同意取得不要、と整理することはできないか。
- 「氏名等の削除」が求められると不正利用防止や防犯には活用できなくなるおそれがあるところ、「氏名等」とは具体的にどのような情報を想定しているのか、すり合わせが必要だと思われる。

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 病院や診療所といった医療機関以外に、介護サービスの提供を目的とする機関、すなわち介護施設も学術研究機関等に加えていただきたい。

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 現状は、個人の権利利益の侵害が発生するリスクの大小にかかわらず、漏洩等のおそれが少しでもあれば漏洩等報告や本人通知を実施することが求められる運用となっており、健全な事業者ほどかなりの負担を強いられていることから、本人通知義務を緩和し事業者の負担を軽減する方向性には賛同。
- 「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」について本人への通知義務を緩和する提案がなされているが、そもそも法律では「本人の権利利益を害するおそれが大きい」場合に報告と本人通知が必要とされているところ、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、通知義務は緩和ではなく、不要と整理すべきである。
- 代替措置による対応を認めることが提案されているところ、代替措置がどんなものであるかによって効果が異なるが、仮に事業者による公表を代替措置と捉えるのであれば、公表は事業者にとって大きな負担であり、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ないにも関わらず公表するという選択肢を積極的に利用する可能性は低いと思われる
- 事業者から ID・パスワード等が漏洩した事案ではなく、利用者によるフィッシングサイトへの情報入力やコンピューターウイルス等による消費者自身のデバイスからの情報流出に起因することが多いなりすましログイン事案等において、事業者側での不正検知や利用者からの申告に基づくパスワードリセットなどの対応を経てリスクが低減・解消した場合や、グループ会社間又は委託元・委託先間での一時的なデータの誤送付や権限付与の不備等が発生したものの、速やかに誤送付データの削除や権限設定の修正等が行われた場合などは、本人の権利利益の侵害のおそれが少なくなっていたり、そもそも侵害のおそれが通常想定されなかったりすることから、これらの場合については類型的に本人の権利利益の侵害のおそれは少ないものとして、本人通知・代替措置・報告は不要と整理すべきである。

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

(同意取得や通知における法定代理人の関与について)

- 子供の個人情報等の取扱いに係る規律を、個人情報に関する従来の規律とは別に設けるという考えについては、子供の支援や教育といった政策にも大きくかわる分野であることから、文部科学省やこども家庭庁など、関係省庁も含むステークホルダーを交えたうえで、利活用の観点からも慎重な議論をすべきである。
- そもそも、こういったケースを問題視し、子供のどのような情報についてどのような観点で追加的な規制を設ける必要があるのかや、子供が自らの個人情報についてどこまで自らの意思に基づいて提供や同意等ができるのかなど、制度設計にあたって重要な論点を議論・整理すべきである。
- 民法における未成年取消しの例外として定められている行為に際して提供される個人情報等については、法定代理人の関与を求めるべきでない。例えば、小遣いの範囲でCDの娯楽品、日用品や食料品、衣類等の予約や購入をする、オンラインゲームを利用する、通学定期券の購入をする、といった取引に関連して個人データや個人関連情報等の第三者提供が行われる場合に、法定代理人の関与を求めて、本人とは別に法定代理人から同意を取得したり、漏洩等が発生した場合に備えて法定代理人の個人情報や連絡先を収集したりすることは困難である。
- 特にインターネットを通じた通常のビジネスやサービスにおいては、子供をターゲットにして設計されたサービス等でない限り、子供であることを特に意図せずに子供のデータを取得していたり、子供のデータが大人のデータと渾然一体となって管理されていることが多く、また、継続的にサービスを利用している場合、取得当時は子供のデータであっても経年によって大人のデータになるといったことも起こりうることから、子供と大人を常に明確に区分しながら扱いを変えて措置を講じたりすることはかなりの困難を伴うものであり、現実的でない。実態の把握と影響分析をしっかりと行ったうえで、慎重に議論すべきである。
- 幅広い年齢層を対象としたサービス提供に際し、年齢確認を必ず実施することは、身分証の提示の有無を問わず非現実的であること、利用規約等で一定の年齢未満は利用不可と定めている場合に、それを無視して利用した子供がいたとしても事業者としては子供が利用しているかどうか確認できないことから、仮に法定代理人の関与について検討するとしても、対象となる情報や場合を限定したうえ

で、子供であることを事業者が知らないことについて「正当な理由がある場合」は、広く認められるようにするか、「子供であることを事業者が知らなかった場合」とすべきである。

(利用停止等請求の対象拡大について)

- 民法における未成年取消の例外として定められている行為に際して提供される個人情報等についてまで、事業者に違法行為等がないのに利用停止等請求を認めるべきではない。
- 子供による不正利用の再発防止等、他人の生命財産等の保護のために、不正行為を行った子供の個人情報を保持することも考えられることから、今般追加される類型も含めて、第三者提供等に同意取得が不要な場合については、利用停止等請求の対象とすべきでない。
- そのほか、法定代理人の関与について先に述べた意見は、基本的に利用停止等請求の拡大の論点にも当てはまる。こういったケースを問題視し、子供のどのような情報についてどのような観点で追加的な規制を設ける必要があるのかや、子供が自らの個人情報についてどこまで自らの意思に基づいて提供や同意等ができるのかなど、制度設計にあたって重要な論点を議論・整理すべきである。

(責務規定について)

- 「当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて」「最善の利益」とあるが、個人情報の取り扱いに関して「最善の利益」が何であるかを事業者が判断するのは極めて難しい場合があり得る。例えば、子供本人はサービス利用の希望があるが、法定代理人はサービス利用をしてほしくない、そのサービスは公序良俗に反するものではなく、多くの子供たちも使っているサービスである、といった場合に、本人の意思に反して法定代理人が個人情報の利用停止等を請求してきた場合、事業者としてどう判断したらよいか悩ましい。子供が自らの個人情報についてどこまで自らの意思に基づいて提供や同意等ができるのかについて整理・議論しない限り、このような責務規定を定めても実効性がないのではないか。

第2 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

1 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

- 本論点は中間整理では挙げられていなかった論点であり、「個人情報取扱事業者等における DX の進展に伴い、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大している」というのはどのようなケースを念頭に置いてどのような点を問題視しているのかがわかりにくい。
- 現行のいわゆるクラウド例外の考え方を変更するものなのか、そうではなく追加的なものなのか、「データ処理等の委託」とは「個人情報の取り扱いの委託」とは違うのか、違うとすればどう違うのか、明確にする必要がある。
- 委託元の義務を軽減したうえで委託先の義務の在り方を考えるということであれば、もう少し具体的なケースを念頭に置いたうえで、実務実態に照らしてどのような影響があるのかも踏まえた慎重な議論が必要。

2 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

- 連絡手段として使える個人関連情報について個人情報と同様に不適正利用及び不正取得の規律を適用することには強く反対する。
- 「特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等を含む情報については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれがある。」ことから「個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することとしてはどうか」と提案されているが、そもそも Cookie ID はデバイスやブラウザを識別する情報であって、連絡可能な情報ではない。事例として挙げられている「クレジットカード情報や認証情報」についても、連絡可能な情報ではない。これらの個人関連情報に対して連絡可能性を前提とした規律を適用することは、過剰な規制であり、事業者の経済活動を必要以上に阻害する恐れがある。

- また、連絡手段として使えるかどうかと個人情報として保護するかどうかは別の問題であり、個人情報保護法で対処すべきかどうかも含めて慎重に議論すべきである。
- そもそも、「違法または不当な行為を助長し、誘発するおそれがある方法での、個人関連情報の利用」や「偽りその他の不正の手段による個人関連情報の取得」とはどういうものがイメージされているのか、認識のすり合わせが必要であるところ、広告目的の利用が前者の事例として挙げられていることにも違和感がある。
- 仮名加工情報や匿名加工情報については、識別行為の禁止義務が双方にあり、また、仮名加工情報については連絡禁止の義務があるところ、追加の規律の必要性がどこにあるのか疑問である。

3 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

- 顔特徴データ等に関する規律を新たに設けることには反対。
- 顔特徴データ等の「等」に何を含む想定であるか、具体的な事例とともに明らかにしていただきたい。
- 「顔特徴データ等は、損と他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすい」との記述があるが、利用目的や利用の態様によってプライバシー侵害の蓋然性は異なるものであり、はたして「類型的に侵害につながりやすい」といえるのかは疑問がある。事例として挙げられているケースは、カメラを複数地点に設置し、かつ、顔特徴データを用いて半永久的に追跡し続けるというかなり特殊なケースであって、一般化できる事例ではない。
- 本人の同意を得て取得・利用した顔特徴データを、法令に違反した取り扱いをしていないにもかかわらず後からの利用停止に応じなければいけないとすれば、例えば製品開発や機能改善のために、本人の同意を得て顔特徴データを利用していたような場合にもそれらが後から使えなくなるといった支障が生じる恐れがあることから、顔特徴データであることを理由とした利用停止等請求の拡大には反対

である。利用目的や利用の態様がどのような場合に、後からの利用停止を認めないとプライバシー侵害の蓋然性が高くなるのか、慎重な議論が求められる。

4 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

- 「オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者（提供先）の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を確認しなければならないこととしてはどうか」、との提案について、提供先の身元や利用目的に関する情報取得の適法性をどのような方法・基準で確認すべきか、要件や対象を明確化し、問題視されているような事案以外の健全なビジネスやサービスに影響が出ないように慎重に議論すべきである。

第3 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

1 勧告・命令等の実効性確保

- (1) 速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方
- (2) 個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方
- (3) 命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関係する第三者への要請の導入の要否

- これまで、命令に至った事案がほとんどない現状をふまえ、どのような事案を対象としてどのような見直しが効果的なのか、必要性の有無や手続保障にも配慮しながら、慎重な検討をすべきである。
- 特に、第三者に対する行政処分については、現状の個人情報保護法の規定では対象とならない行為や者が、関係する事業者の行為によって突然個人情報保護法上の行政処分の対象となる恐れがあり、必要性や予見可能性の担保も含め、極めて慎重な議論が必要である。また、必要性の議論をするにあたり、想定している問題事案が、第三者が処分対象となっていないことで発生しているのか、そもそも問題となる事業者を個人情報取扱事業者ではなく第三者として整理していることで発生しているのかといった、現行法に照らした分析も重要であると考え

2 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

- 直罰規定は、行為者だけでなく監督すべき立場の役員等にも大きな影響を及ぼすものであるから、「悪質事案」と呼ばれる事案を分析・整理し、それらの悪質性はどこにあるのか見極めたうえで、必要性を含め、慎重な議論をすべきである。

3 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否

- 課徴金制度の導入には強く反対する。データの利活用を促進するための制度や枠組みが確立しておらず、利活用より保護を重視した規制の厳格化が進んでいる現状において、課徴金制度の導入はデータ利活用へのさらなる委縮効果をもたらすだけであると考える。
- 既存の抑止手段では抑止効果が得られないような事案がどのようなものか、そしてそういった事案のうち、経済的誘引が大きく、課徴金を課すことで抑止効果を上げられるものは何かという点についての議論が必要であるところ、そのような議論は深められておらず、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書で提案されている課徴金制度の対象事案は極めて範囲が広く、限定もされていない。検討会では、課徴金の対象事案として念頭に置かれる「悪質事案」がどのようなものなのか、共通認識があったわけではないと認識しているが、刑事事件に発展した名簿屋の事例など、犯罪に利用されるような事案が問題なのであれば、そういった事案に限定する方法はあるのか、萎縮効果や恣意的な運用を防げるかといった観点でも慎重な議論が必要である。

4 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

- 適格消費者団体を念頭に置いた団体による差止請求や被害回復請求の制度の導入には強く反対する。
- 差止請求については、不当勧誘・不当表示・不当条項といった外形的に判断できる可能性がある分野と比較して、個人情報の分野については、「法に違反する不当な行為」の外形的な判断が困難であり、事実関係の詳細な調査や専門性も求められるところ、適格消費者団体による差止請求制度を導入した場合、実際は当該

事業者とは関係のない事象であっても疑いをかけられて差止請求を想定した申し入れ等が発生するなど、事業活動に大きな影響を及ぼす懸念がある。

- 被害回復請求制度については、既に、財産的被害と併せた請求や事業者に故意がある場合については、すなわち、事業者の過失による、消費者に財産的被害が生じていない漏洩事案以外であれば、消費者裁判手続特例法において慰謝料請求が可能となっているところであり、先般の消費者裁判手続特例法の改正における議論過程を踏まえ、まずはその施行状況を見守るべきである。

5 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

- 現状は、個人の権利利益の侵害が発生するリスクの大小にかかわらず、漏洩等のおそれが少しでもあれば漏洩等報告や本人通知を実施することが求められる運用となっており、健全な事業者ほどかなりの負担を強いられていることから、漏えい等報告を合理化し事業者の負担を軽減する方向性には賛同。
- そもそも法律では「本人の権利利益を害するおそれが大きい」場合に報告と本人通知が必要とされているところ、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、報告義務については速報免除ではなく、不要と整理すべきである
- 事業者から ID・パスワード等が漏洩した事案ではなく、利用者によるフィッシングサイトへの情報入力やコンピューターウイルス等による消費者自身のデバイスからの情報流出に起因することが多いなりすましログイン事案等において、事業者側での不正検知や利用者からの申告に基づくパスワードリセットなどの対応を経てリスクが低減・解消した場合や、グループ会社間又は委託元・委託先間での一時的なデータの誤送付や権限付与の不備等が発生したものの、速やかに誤送付データの削除や権限設定の修正等が行われた場合などは、本人の権利利益の侵害のおそれが少なくなっていたり、そもそも侵害のおそれが通常想定されなかったりすることから、これらの場合については類型的に本人の権利利益の侵害のおそれは少ないものとして、報告は不要と整理すべきである。
- 「違法な個人データの第三者提供」の報告について、漏えい等発生時と具体的に何が異なるのか、本来の漏えい等報告の必要性や趣旨に照らして違法な個人データの第三者提供がどのように評価されるのか、現状の漏えい等報告における運用

と比較してどのような運用を想定するのか、具体的事案をもとに慎重な検討が必要である。

- 「当該個人データの第三者提供が違法であったか」については、様々な調査や個人情報保護委員会等の判断を経て後からわかるケースもあり得るところ、行政による執行や調査に際して必要な報告徴収は行われるであろうことを踏まえると、それに加えて「漏えい等報告」をさせる意味はないと思われる。

以上